

# 南房総市交通安全計画

平成18年度～22年度

南房総市

# 目 次

第 1 章 総 論	1
第 1 節 計画の構想	1
第 2 節 交通事故のすう勢とその抑止	2
第 2 章 計 画	3
第 1 節 道路交通環境の整備	3
1. 道路交通安全施設の整備	3
(1) 信号機の整備	3
(2) 道路標識の整備	3
(3) 歩道の整備	4
(4) 防護柵・反射鏡の整備	4
2. 交通規制の推進	4
(1) 生活ゾーン規制の推進	4
(2) 交通事故多発路線の交通規制の推進	5
(3) 災害発生時における交通規制の推進	5
3. その他の道路交通環境の整備	5
(1) 道路使用の適正化	5
(2) 自転車駐車対策の推進	6
ア、自転車駐車場の整備	6
イ、駐車秩序の確立	6
(3) 子供の遊び場等の確保	6

ア、児童遊園地，子供の遊び場の整備	6
イ、小中学校の校庭施設の開放	7
ウ、スクールゾーンの設定	7
(4) 災害発生時における交通規制等	7
第2節 交通安全思想の普及	8
1. 交通安全教育の推進	8
(1) 幼児の交通安全教育	8
(2) 学校における交通安全教育	8
(3) 地域社会における交通安全教育	9
2. 広報活動の推進	9
(1) 交通安全運動の推進	9
(2) 広報媒体活用による広報	10
(3) その他の広報活動	10
第3節 被害者救済対策の強化	11
1. 救急体制の整備	11
(1) 救急業務実施体制の整備	11
(2) 救急業務施設の整備	11
(3) 救急関係機関の協力	11
2. 損害賠償請求についての援助等	12
(1) 交通事故相談業務の充実	12
(2) 交通災害共済制度加入の促進	12

# 第 1 章 総 論

## 第 1 節 計画の構想

この交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）の定めるところにより、県の第 8 次交通安全計画に基づき人命尊重の理念の下、南房総市の区域内における交通安全対策についてその全般にわたり、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に構すべき総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものである。

南房総市（交通安全対策会議）では、昭和 46 年（県・第 1 次交通安全基本計画作成）以降県等の関係行政機関、関係民間団体等と一体となり各般にわたる交通安全対策を強力に実施し、着実にその効果を上げてきたところである。

しかしながら、近年本市内における交通事故は件数、死傷者数ともに横ばいであり、今後の車社会の進展を考慮すれば増加する傾向に進むことが予想される。

南房総市としては、県を初めとする各関係機関、団体と緊密な連携を保ちつつ施策の効果的な推進を図っているところであるが、交通事故防止については、安全施設の充実等のもとより、住民個々の安全意識の高揚と積極的な協力を得なければ目的達成は困難である。

そのため、南房総市交通安全条例（平成 18 年 3 月 20 日）を制定しさらに交通安全思想の普及徹底を図るとともに、官民一体となってこの交通安全計画を推進し、一層安全で快適に暮らせる町づくりを目指すものとする。

## 第2節 交通事故のすう勢とその抑止

南房総市の交通事故は、昭和46年度を初年度にその後7次にわたって策定された千葉県交通安全計画に基づく各種の施策の展開により逐年減少化をたどってきた。

しかし、千葉県全体でみると、近年の運転免許所有者及び自動車保有台数の増加により再び横ばい状態にある。当市においても、年々観光客の増加に伴い交通量が増え続けており憂慮すべき事態が予想される。

平成17年の交通事故による死者数は7人、負傷者数は255人で、近年の事故発生の状況を見ると、次のような傾向が認められる。

- 速度の出し過ぎによる事故及び交差点における出会頭の事故が高率
- 夜間における死亡事故が高率
- 歩行者・自転車利用者の事故が高率
- 高齢者の事故が増加
- 自動車乗車中のシートベルト非着用者の死者が高率

運転免許取得者及び自動車保有台数の急激な増加、車を利用した観光客の増加及び高齢社会の進展等を考慮すれば、将来の交通事故状況は一層憂慮すべき事態になることが懸念される。

以上のことからこの安全計画をより強力に推進することにより交通事故の抑止に努める。

## 第 2 章 計 画

### 第 1 節 道路環境の整備

#### 1. 道路交通安全施設の整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

##### (1) 信号機の整備

信号機は、交差点における安全かつ円滑な交通秩序の確保及び横断歩行者の安全を確保する重要な施設であり、交通量、道路の幅員等を勘案して、交通事故が現に発生しており、又は多発する恐れのある危険性の高い場所については信号機の設置を関係機関に積極的に働きかける。

##### (2) 道路標識の整備

交通の安全と円滑化を図るため道路の状況、交通量等により必要な箇所には道路標識と安全施設等を設置する。

その他観光地として、行楽期には交通量が多くなり案内標識不備による渋滞、事故等の多発が予想されることから、ドライバーの視認性を高め、適正安全に誘導させるための各種案内標識の整備を図っていく。

### (3) 歩道の整備

歩道は、歩行者を自動車交通から分離することにより歩行の安全を確保し、更に道路交通の円滑化に資するものである。

このため、既設の道路においても歩道設置可能な道路においては、極力その整備を図り、新設道路については将来の交通量、道路状況等を勘案して設置していくものとする。

### (4) 防護柵、反射鏡の整備

防護柵については、車両の路外逸脱の未然防止または反射鏡については見通しの悪い屈曲部、交差点、T字路あるいは踏切道路等において接近する車両を確認、注意を喚起して交通事故の未然防止を図るため設置していく。

設置にあたっては、地域内からの交通安全意識高揚を図るため各地域内で危険箇所の把握、それらに対する処置を検討し、単位自治会長（行政連絡員）の要望により設置していくものとする。

## 2. 交通規制の推進

### (1) 生活ゾーン規制の推進

交通の安全と円滑を図るため、それぞれの社会的機能等に応じて効果的な交通規制をおこなう。

特に、学校周辺、商店街等日常生活に密着した生活ゾーン内の道路については、一方通行、速度制限、横断歩道の設置等の交通規制の徹底を図る。

## (2) 交通事故多発路線の交通規制の推進

交通事故の多発する国道410号と東京湾横断道路の開通により今後も交通量の増加が予想される国道127号及び国道128号を重点として最高速度指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止、駐車禁止等の交通規制を有効に組み合わせて実施する。

## (3) 災害発生時における交通規制の推進

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、交通の混乱防止のため、各種の交通規制を行うとともに必要な情報の提供を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

## 3. その他の道路交通環境の整備

### (1) 道路使用の適正化

道路交通の円滑化と安全を確保するため、道路使用については適正な許可を行うとともに、交通障害となる不法占拠物件について指導・取締りを行い、その排除を積極的に行う。

また、道路の掘返しを伴う占用工事等については、これらの工事が計画的に行われるよう調整し、交通に支障のないよう指導をする。

### (2) 自転車駐車対策の推進

#### ア、自転車駐輪場の整備

自転車は、手軽で便利な乗り物として、鉄道を利用して通勤通学する者の駅までの交通機関として、年々増加している。

このため市では、これらの対策として駅前に自転車駐輪場を設



置している。

今後も自転車利用者が増加する傾向にあるため、必要な駐車場の確保に努める。

#### イ、駐車秩序の確立

交通の円滑の確保、駐車場の機能低下を防止するため、駐車場内の自転車の整理、駐車場内に相当期間にわたり放置された自転車の撤去、また道路上に放置された自転車等の撤去を促進する。

放置自転車の整理、撤去を行うにあたっては、関係機関と相互に協力して円滑な実施が図られるよう努めるものとする。また、自転車利用者に対し、その社会的責任の自覚を求めため道路交通法、その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する指導及び広報活動を推進する。

### (3) 子供の遊び場等の確保

#### ア、児童遊園地、子供の遊び場の整備

児童を交通事故から守るとともに健康を増進するための健全な施設として児童遊園地、子供の遊び場が設置されているが、これらの施設の整備拡充を一段と推進するとともに、周囲の状況を見ながら必要な箇所には児童遊園地を新設するよう努める。

#### イ、小中学校の体育施設の開放

地域の児童・生徒及び一般住民にスポーツの場を提供するため小中学校の体育施設の開放を促進する。

#### ウ、スクールゾーンの設定

幼児及び児童を交通事故から守るため、関係機関・団体との連携を密にし、スクールゾーンの設定を促進し、この地域の車両の通行禁止、速度規制、駐車禁止等の交通規制を実施する。

#### (4) 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、住民の避難に伴う交通混雑の防止及び緊急輸送車両の確保等を図るため、歩行者または車両の通行禁止、制限、迂回指示、道路情報の提供等の措置を行うこととし、迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

## 第2節 交通安全思想の普及

### 1. 交通安全教育の推進

#### (1) 幼児の安全教育

幼児の安全教育としては、保育園・幼稚園の園児を主体とした安全教育と、一定地域を主体とした安全教育とに分けていく。

保育園・幼稚園等を主体とした教育は、関係機関の協力を得て交通安全の初歩的な知識、行動等を身につけるよう指導していく

一定地域を主体とした安全教育としては、家庭における教育は保育園・幼稚園の教育とともに、安全教育をすすめるうえで重要な役割をもっている。このため「交通安全教育は家庭から」を合言葉に、PTA・幼児交通安全クラブ等様々な機会を通じ地域に浸透させていくものとする。なお、より効果的な安全教育を推進させるため幼児交通安全クラブの強化・充実に努める。

#### (2) 学校における交通安全教育

学校における交通安全指導は、自分のみならず他人の生命尊重という基本理念に立って児童生徒が交通安全に関し自主的な行動がとれる能力を培うよう指導する。

具体的な指導方法としては、特別活動の学級指導及び学校行事において歩行者としての安全教育、自転車の安全な乗り方等について重点的に実施していくものとする。

### (3) 地域社会における交通安全教育

交通安全協会あるいは安全運転管理者協議会等の指導協力を得ながら正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに地域社会における交通安全意識の高揚を図る。また、町内会あるいは公民館活動等を通じて交通安全に関する活動を促進する。

この外、高齢者については、単位老人クラブ内に設けられた「交通安全指導班」を中心にクラブ員一人ひとりが自ら交通ルールを身につけ実践するとともに、地域における交通安全の活動に積極的に参加し貢献しようとする意識を高めるよう推進する。

## 2 広報活動の推進

### (1) 交通安全運動の推進

交通安全運動は、市民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールとマナーを身につけさせることにより交通秩序の確立・徹底を図るものである。

運動は春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末年始の交通事故防止運動の期間を定めて行う運動を中心として日を定めて行う運動、年間を通じて行う運動を効率良く組み合わせ、効果的な交通安全活動を実施する。

運動の推進にあたっては、警察署、安全協会、安全運転管理者協議会等の関係機関と緊密なる連携を保持しながら、その時々の実情に即した重点目標を定め、官民一体となった幅広い市民運動として展開していくものとする。

## (2) 広報媒体活用による広報

市民全般に交通安全に対する関心と意識高揚を図るため、各関係機関、町内会等の組織を通じ、また広報車、防災行政無線等を活用しながら広報活動を実施する。特に、家庭に対しては、家庭内で交通安全について話し合い、注意し合うよう積極的な呼びかけを行う。

## (3) その他の広報活動

交通事故防止に関する種々の検討及びそれらに対する具体的な実施方法を検討し、効果的な事故防止運動を展開するため、春・秋の全国交通安全運動実施前及び必要な時期に南房総市交通安全対策会議を開催する。

### 第3節 被害救済対策の強化

#### 1. 救急体制の整備

##### (1) 救急業務実施体制の整備

近年の社会生活の複雑化及び都市化の進行に伴う交通事故等の激増により、救急業務の重要性は広く住民に認識され出動件数についても著しい増加の傾向にある。

その中で事故直後における救急隊員による適切な救急処置、搬送が傷病者の治療または予後に対しきわめて重要な意義があるので救急業務に対する住民の負託に応えるべく、救急隊員の資質の向上を図るため、専門知識を有する隊員を養成し、救急業務に万全を期するものである。

##### (2) 救急業務実施の整備

各種災害に対処するために人命救助用各種機材及び救急自動車を計画的に配備し、迅速的確な人命救助が円滑に出来るよう万全を期するものである。

##### (3) 救急関係機関の協力

搬送機関と救急医療機関の一層の連携・協力を図り、交通事故被害者の迅速な救助体制の確立を促進する。

## 2. 損害賠償請求についての援助等

### (1) 交通事故相談業務の充実

交通事故による被害者及び加害者になり解決方法に困っている方たちに対し示談の方法、賠償額の算出方法、保険請求の方法等についての相談業務を1か月に1回県から派遣される相談員により巡回相談の形で行われている。

今後は、更に利用者の利便を図るため相談に適した場所の確保及び環境づくりを行うとともに巡回相談日の周知徹底に努める。

### (2) 交通災害共済制度加入の促進

交通安全意識を自覚させるとともに不幸にして交通事故による被害者となった方を救うための手段として、簡単で手軽な被害者共済制度として交通災害共済制度を実施している。

加入受付は随時受付とし、加入率100%を目標にあらゆる機会をとらえて積極的に加入促進を図っていく。

南 消 第 号  
平成 1 8 年 月 日

千葉県環境生活部  
交通安全対策課長 様

南房総市長

千倉町交通安全計画の提出について

標記の件について、別紙のとおり南房総市交通安全計画を提出します。